

紀美野町第3回定例会会議録

令和3年10月13日（水曜日）

○議事日程（第3号）

令和3年10月13日（水）午前9時00分開議

- | | | | |
|-----|-----|------|---|
| 第 1 | 請願第 | 1 号 | 紀美野町立中学校統合に関する請願について（委員長報告） |
| 第 2 | 陳情第 | 2 号 | 紀美野町立新設中学校開校に関する陳情について（委員長報告） |
| 第 3 | 陳情第 | 1 号 | 貴志川飛ノ瀬の岩の取り除きに関する陳情について（委員長報告） |
| 第 4 | 議案第 | 95号 | 紀美野町過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 第 5 | 議案第 | 96号 | 紀美野町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について |
| 第 6 | 議案第 | 98号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について |
| 第 7 | 議案第 | 99号 | 令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について |
| 第 8 | 議案第 | 100号 | 令和3年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 第 9 | 議案第 | 101号 | 令和3年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 第10 | 議案第 | 102号 | 令和3年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 第11 | 議案第 | 103号 | 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の補欠選任の同意について |
| 第12 | 選任第 | 4号 | 常任委員の補欠選任について |
| 第13 | 選任第 | 5号 | 特別委員の補欠選任について |
| 第14 | 選挙第 | 9号 | 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の補欠選挙について |
| 第15 | | | 閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について
（総務文教常任委員会）
（産業建設常任委員会）
（議会運営委員会） |

(議会活性化特別委員会)

(広報編集特別委員会)

(決算審査特別委員会)

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 5 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
2 番	廣 瀬 隆 一 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
1 0 番	美 野 勝 男 君
1 1 番	美 濃 良 和 君
1 2 番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君

総務課長	坂	詳吾君
企画管財課長	中前貴康君	
住民課長	東浦功三君	
税務課長	坂昌美君	
保健福祉課長	森谷善彦君	
産業課長	吉見將人君	
建設課長	米田和弘君	
教育次長	曲里充司君	
会計管理者	太田具文君	
水道課長	長生正信君	
まちづくり課長	湯上増巳君	
美里支所長	(湯上増巳)君	
代表監査委員	菊本邦夫君	

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局長	井戸向朋紀君
事務局書記	西本貴哉君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

開会前に、５日に開催されました決算審査特別委員会において、委員長に美野勝男君、副委員長に北道勝彦君が選ばれましたので報告します。

なお、決算審査特別委員会は１１月５日金曜日、９日火曜日及び１１日木曜日の３日間、本会議場で開会時刻はいずれも午前９時を予定していますので、併せて報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

（午前 ９時００分）

本日、執行部から議案第１０３号が提出されました。本案は、本日説明の後審議を行うこととして日程に追加していますので、報告し、御了承願います。

ここで、謹んで御報告申し上げます。

西口優議員が去る１０月６日に御逝去されました。誠に哀悼痛惜の極みであります。西口優さんは平成３年５月から平成１１年４月まで、また平成１９年５月から平成２３年４月まで、また平成２７年５月からこれまで、町議会議員として町政の進展に尽くされましたことは御承知のとおりであります。中でも、平成２９年５月から平成３１年４月までの２年間副議長として重責を務められ、これからの活躍を誰もが望んでいたところであり、誠に残念であります。

これより、故西口優議員の追悼を行います。

同僚議員が追悼演説を行います。

上柏副議長、登壇願います。

（４番 上柏皖亮君 登壇）

○副議長（上柏皖亮君） 皆さんおはようございます。

まず、追悼の言葉を申し上げる前に、このたび御逝去されました西口優議員の御遺族の方には衷心よりお悔やみ申し上げます。

ここに、私は皆様方のお許しをいただき、去る１０月６日午後０時８分に御逝去されました故西口優議員の御霊に対し、謹んで追悼の言葉を申し上げたいと思います。

西口優さんの訃報に接したときは、病を克服して議場に返って来られると信じていた同僚として、誠に痛惜の極みであります。今ここに立って、在りし日の西口優さんのお

姿を思い浮かべるとき感慨無量のものがあります。

あなたは平成3年4月、41歳の若さで旧野上町議会議員に初当選され、旧野上町、紀美野町議会議員として通算5期18年半の長きにわたり、町の発展に貢献されました。この間、副議長、総務文教常任委員長、産業建設常任委員長、広報編集特別委員長など要職を歴任され、町民福祉の向上と道路・河川をはじめ町民生活基盤の充実を目指し、常に貴重な役割を果たしてこられました。

さらに、豊かな経験のもとに地域の相談役として住民の方々の声に耳を傾け行政に反映させるなど、地域の発展に献身的に携わってこられた姿は忘れることはありません。私は西口優さんの町を愛する意思を継承し、町政の発展と町民福祉の向上に尽くす決意をここにお誓いするものであります。

生前の議会における御活躍と雄姿を偲び、心から御冥福をお祈り申し上げます。御遺族皆様の前途と町政発展に限りない御加護を賜りますようお願い申し上げます。

以上、追悼の言葉といたします。

(4番 上柏皖亮君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 以上で、追悼演説を終わります。

ここで、故西口優議員の御冥福をお祈りし謹んで黙禱をささげたいと思いますので、7番席に向かいまして御起立をお願いします。

(全員起立)

○議長(伊都堅仁君) 黙禱。

(黙禱)

○議長(伊都堅仁君) 黙禱を終わります。御着席ください。

(全員着席)

○議長(伊都堅仁君) それでは、日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 請願第1号 紀美野町立中学校統合に関する請願について(委員長報告)

◎日程第2 陳情第2号 紀美野町立新設中学校開校に関する陳情について(委員長報告)

○議長(伊都堅仁君) 日程第1、請願第1号、紀美野町立中学校統合に関する請願について及び日程第2、陳情第2号、紀美野町立新設中学校開校に関する陳情について、一括議題とします。

委員長から、請願及び陳情の審査経過及び結果について報告願います。

総務文教常任委員長、美野勝男君。

(10番 美野勝男君 登壇)

○10番(美野勝男君) 去る9月28日の本会議で、総務文教常任委員会に付託されました請願第1号及び陳情第2号について慎重に審査を行ってまいりましたので、その経過及び結果を一括して御報告申し上げます。

10月8日の総務文教常任委員会において、請願第1号及び陳情第2号を一括議題として審査に当たりました。

まず請願第1号、紀美野町立中学校統合に関する請願についてであります。紹介議員に説明を求め概要・趣旨説明を受け、説明に対する質疑を行いました。趣旨としては、紀美野町立中学校の統合の延期を無条件に求めるということではなく、一定の合意形成がなされた上での統合とするために延期を求めるものであります。

請願理由の説明の中で、地域住民を交えた事前説明、意見聴取、課題の可視化・共有化、情報開示等が不十分であるという点について、文部科学省が示している工夫例を前提としてしっかりとした地域住民や保護者への情報開示、説明を望むものであります。

また、現時点から統合まで6か月未満というあまりにも短い点について、もっとしっかりと丁寧に移行期間を設けて各種課題の解決や不安の解消が必要であり、特にコロナ禍において様々な制限のもと皆さんは不安の中で生活をしており、一定の合意形成がなされていない段階で統合に向けた課題を解決することは困難であるとのことでした。

委員から紹介議員に対し、請願者は保護者または一般の方どちらであるかとの質疑があり、一般の地域住民の方であるとの答弁がありました。また、委員から7月17日の説明会において、中央公民館での説明会は保護者の方はあまり来ておらず一般の方がいろいろと質疑していたが、下神野小学校での説明会は保護者の出席はどの程度であったのかという質疑に対し、説明会に参加していた別の委員から、10名余りでありそのうち保護者は2名で、自分たちの子供が様々なことが整って喜んで通えるところまで待ってほしいと切々と訴えていたとの答弁がありました。

委員からは、本請願については未来永劫反対というわけではなく、今しばらく待って皆が納得できる状況をつくってほしいという切なる願いによるものであるから、その願いは尊重すべきであるとの意見がありました。

また別の委員からは、現状を踏まえれば教育委員会の中学校を統合するという決定自体は間違いではないし、やがて統合となることは仕方がないと思うが、もう少し説明

が必要であるという意見がありました。

以上が主な内容で、2名の委員から賛成討論が行われたのち採決を行い、結果、請願第1号は全会一致で採択すべきものと決したことを御報告いたします。

続いて陳情第2号、紀美野町立新設中学校開校に関する陳情についてであります。

当委員会としても、美里中学校の生徒数についての現状及び今後の推計などを考慮しますと、野上中学校と美里中学校を1校に統合するという教育委員会の決定自体は致し方ないことであると考えるところでありますし、令和4年4月1日に開校するという点についても、教育委員会が生徒のことを第一に考え、最適であるとの判断の下で出した決定であろうということは認識しているところであります。

しかしながら、現に生徒やその保護者の一部には令和4年4月1日の開校について不安を覚え、準備や説明が十分でないと感じられている方々がいることは事実であり、本陳情はその方々の切なる願いの表れであると考え、このまま令和4年4月1日の開校とすることは急ぎ過ぎではないかとの判断に至り、1名の委員から賛成討論が行われたのち採決を行い、結果、陳情第2号は全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、請願第1号及び陳情第2号についての一括報告を終わります。

(10番 美野勝男君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 委員長報告が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから請願第1号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

1番、桐山尚己君。

(1番 桐山尚己君 登壇)

○1番（桐山尚己君） では、請願第1号の採択に対する賛成討論を行います。

日本国中が少子化の一途をたどる昨今、小中学校の適正規模について議論されるようになって久しいわけですが、当町においても合併以前の時代から各地にあった学校や分

校が休校あるいは廃校となり、統廃合が繰り返されてまいりました。

今般、紀美野町教育委員会が子供たちにとって最適な教育環境を整えるべく、二つの中学校の統合を推進されていることは、ひとえに子供たちのためを思っていることであるということは重々承知しております。そうした思いを持って教育行政に取り組んでいただいていることに対しては、敬意と謝意を表する次第であります。

しかしながら、価値観の多様化が進む現代において、学校教育の在り方そのものについても様々な意見や考え方があることもまた事実であります。統合がよいのか現状維持がよいのか、あるいは2校を維持しながら統合した場合のメリットを少しでも享受できるような第3の選択肢はないのか。こうしたことは児童生徒の意見を尊重しつつ保護者や地域住民も含めてしっかりと議論し、最終的にどのような方向に進むにしても、一定の合意形成がなされることが極めて重要であることは論をまたないわけであります。残念ながら、現段階ではまだ保護者や地域住民の間で一定の合意形成がなされていると言える状況には至っていません。

また、コロナ禍で身体的そして精神的に様々な影響を受け不安を抱える子供たちにとって、来春というすぐ目の前で学校統合という大きな変化が起こることは、必ずしも好ましいとは言えません。

以上の理由により、請願第1号の採択に賛成いたします。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

請願第1号に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

続いて、陳情第2号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論はありませんか。

4番、上柏皖亮君。

(4番 上柏皖亮君 登壇)

○4番(上柏皖亮君) それでは、陳情に対する賛成討論を行います。

令和4年4月に中学校の統合をするということで、教育委員会のほうで準備を進めているということですが、一部保護者の方が統合に関して準備があまり進んでいないことなどを心配して、あと1年という時間をかけて進めてくれるのであれば賛成できるのですがと、私のところに相談に来られることがありました。

保護者の声を聞かせていただき、また教育委員会の説明も聞かせていただいた上での私の判断ですが、やはり令和4年4月に新中学校としてスタートするには、生徒の交流などの面で十分に準備できているとは言い難い状況であると感じました。交流が進んでいないのは、新型コロナウイルスの影響も考えられると思います。やはり、まだ学校現場において新型コロナウイルスのことを考慮しなければならない現状ではないかと思います。

同様に、保護者の方々も新型コロナウイルスに関してはまだまだ心配なのではないかと思います。ただ、最近は感染者数もかなり減少しています。ワクチンの効果が現れてきているのかもしれませんが、今まで、学校でもプール水泳やリモートによる生徒交流など、今できる範囲で最大限の努力をされているものと感じています。今後においても、学校間の生徒や保護者の交流はぜひ進めてもらいたいと思います。

統合については、準備の状況や交流の状況から判断して、令和4年4月とするのは時期尚早なのかなと感じたところですが、統合を望む保護者の方も多数おられるようでもあります。また、紀美野町の今後の生徒数を見てもこれは美里中学校だけの問題ではなく、野上中学校も含め町全体の問題であると強く感じております。

教育委員会が統合を進めており、統合する理由、説明を聞かせてもらいましたが、確かにそのとおりだと感じることができました。今の子供たちに比べると、私たち世代ははるかに多い人数の中で学び育ってきました。やはり、ある程度的人数の中で育ったほうが支え合える仲間も多く、強くなれる部分も必ずあると思うんです。準備の状況や交

流の状況さえ整えていただければ、紀美野町の子供たちのことを考えるともう少し多い人数の中で切磋琢磨することは、必要かつ不可欠であると強く感じているところです。5年先でよいなどと言っている場合ではないように思います。

このようなことから、教育委員会や学校がこのまま交流をどんどん進めていただき、準備に関してあともう1年かけて、令和5年4月の統合を目指して頑張っていただきたいと思います。

以上で、本案に関する賛成討論といたします。

(4番 上柏皖亮君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論はありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) おはようございます。

今、各議員さん方からいろいろ賛成の御意見が演説としてされましたが、一言だけ申し上げたいと思います。

私はこの美里中学校でございますけれども、やはり何と言っても保護者の皆さん方も納得して安心して子供たちを新中学へ送り出せると、そういうふうな状況がいま少し不十分であるというふうに考えるところであります。

今コロナの問題が先に申されましたけれども、今心配される第6波というのも今後そう遠くない時期に起こるようであります。この2校の生徒たちが交流をやって統合までにその子供たちが親しみ合える、そういう状況をつくるっていうことできていたらということでございますけれども、今までもいろんな状況の中で難しかったと。さらに、これからこのコロナが今は収束のように見えますけれども、第6波が来るといふような状況があれば、この交流についても大変難しい状況が起こるということが心配されます。

また、子供の教育の面でございますけれども、少数であれば問題もあるかもしれませんが、もう一つには少数であるがためにすばらしい点もございまして、町の例えば和歌山市それから紀美野町の子供の学力、そういうところを見た場合に、和歌山市の子供は教えると伸びる、つまり伸びしろがある。しかし紀美野町の子供たちは既に相当伸びている、そういうふうな面で子供たちが押しなべて学力が状況が伸びている、進ん

でいるとそういうふうな面があるというふうに聞いております。

そういうことで、少数であることがそれをいかにいい面としてどう伸ばしていくかということも、これからは大事かというふうに思います。何にしても子供たちも保護者も紀美野中学校の開校を心から楽しみにして、活動の中心になって準備ができる環境が整うまでもう少し時間をかけて進めていっていただきたいと思います。

ちなみに保護者もそうでございますけれども、在校生の子供に聞きましても、同じようなもう少し延ばしていただきたい、十分になじみ合った上での統合ということに持っていっていただきたいというふうな願いが、私が聞きましたところ聞いております。そういう面で、委員会の採択ということに対しまして、私も賛成いたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論はありませんか。

3 番、藤井基彰君。

(3 番 藤井基彰君 登壇)

○ 3 番 (藤井基彰君) それでは、皆さん賛成討論をされている中ではございますが、私のところへも切実な御意見が届きましたので、重ねて賛成討論をさせていただきます。

私が小川町長も御存じのとおり約 6 0 年近く前、小川小学校吉野分校に入学しました。その頃、1 学年は約 1 4 名であったと記憶しています。5 年生からは野上小学校に行きましたが、1 学年は 1 0 0 名ほどでした。たくさんの同級生がいることにとても新鮮で、算数が得意な方また地理が得意な方、当時はまだ個性が注目されている時代ではありませんでしたが、いろんな個性の生徒がいて多くの刺激を受けました。

中学校では 1 6 0 人、高校では 3 0 0 人以上で多種多様の価値観や考えの中、自己主張と協調で物事を進めることを学びました。約三十数年前、私の子供が同じく吉野分校に入学したときは、1 学年がたった 4 人でした。そして複式学級で学びました。

私自身の経験からこのような教育環境を避けたいと思っていましたので、保育園の頃から福祉課、教育課、最後は当時の町長にもお願いしましたが、通学区域ということで断念しました。担任の先生が頑張ってくださっていましたが、授業参観などを見ても他の学年を教えている間時間を持て余したり、分からないのかぼんやりしている様子を見

ると、これは違うと感じました。同じ考えの保護者も何人もいて野上小学校の編入の話が上がり、たしか３年生からは行けることになったと思っています。親としては、子供には小学校１年、２年の複式学級は申し訳なかったと今でも思っています。

ただ、当時は分校を潰したとか、地元の世話になっているのにどうして行くのかとか、さらにはおまえの子供は野上小学校には似合わないなどと言われましたが、他の子供の親も言われたことと思います。しかし、学校の主体は生徒であり、判断は生徒やその保護者だと話したことを覚えています。１年言われ続けましたが、子供本人は伸び伸びと生き生きとして友達もたくさんでき、行動範囲も広くなり考え方も変わったと思います。

美里中学校の保護者の方々がみえてくれたときそのような話を少ししかけましたが、問題はそれではないことを知りました。しかしながら、コロナ禍で説明会の回数も少なく生徒の交流もあまりできず、不安や心配がある中では時間が足りず、来年４月からの統合は精神的な面や準備不足で厳しい。あと１年あれば交流も図れ、不安を解消し納得して行けるのでその時間が欲しいとのことでした。

コロナ感染がなくなりきらなくても準備を重ね、また美里中学校が終わるイベントもして気持ちよく切り替えて統合したいと話しています。教育長や教育次長に伺ったところ、コロナ感染のため書面でのやり取りも多く生徒の交流も少なかったことは否めないようでしたので、私としてもこのままでは十分ではないと深く感じています。

一方、来年統合に賛成する方々からも具体的な状況を聞かれています。そうではあります。延期を望まれる方々も来年になってまた延期などとは考えていないと話していたが、少人数の授業に疑問を感じる私ではあります。１年の延期は考えるべきだと思います。

小川町長は挨拶でよく町民とともに話されています。また９月２８日本定例会の挨拶では、美里中学校と野上中学校の統合については、議員の皆様をはじめ関係の皆様の御意見をしっかりと伺いし、慎重に進めていきたいと話されています。私はまさに今がそのときだと思っています。

以上、賛成討論とさせていただきます。

（３番 藤井基彰君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君）　これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。

陳情第2号に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

◎日程第3　陳情第1号　貴志川飛ノ瀬の岩の取り除きに関する陳情について（委員長報告）

○議長（伊都堅仁君）　日程第3、陳情第1号、貴志川飛ノ瀬の岩の取り除きに関する陳情について議題とします。

委員長から陳情の審査結果及び結果について報告をお願いします。

産業建設常任委員長、藤井基彰君。

(3番 藤井基彰君 登壇)

○3番（藤井基彰君）　それでは、去る9月28日の本会議で産業建設常任委員会に付託されました陳情第1号、貴志川飛ノ瀬の岩の取り除きに関する陳情について慎重に審査を行ってまいりましたので、その経過及び結果を御報告申し上げます。

陳情のありました場所は河川が大きく湾曲している箇所です。水かさが増しやすく、過去の大雨の際に幾度も近隣住宅で浸水被害が発生しているところです。10月7日の産業建設常任委員会において建設課職員にも同行いただき現場の状況も確認いたしましたが、陳情にもありますように一帯に岩盤が連なっていることから、河床が高くさきの条件に加えてさらに水かさを増す要因となっております。

近年、全国各地で見舞われている豪雨や今まさに到来時期となっている台風により、いつ何時洪水が起こるか分からない状況であり、住民にとりましても大いに危惧されるところであります。現状は陳情のとおりであり、災害対策としての重要性に鑑み早期の対応をすべきものとの判断に至りました。

以上のことから、陳情第1号は採択すべきものと決しました。

なお、陳情は岩の除去のみであります。相当量の土砂も堆積していることから、和歌山県に岩と併せて土砂も定期的に除去するよう要望する旨、町建設課に要請している

ことを申し上げます。

以上、報告を終わります。

(3 番 藤井基彰君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。
これから陳情第 1 号に対し討論を行います。
反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。
これから陳情第 1 号を採決します。
陳情第 1 号に対する委員長報告は採択です。
委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。
したがって、陳情第 1 号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

◎日程第 4 議案第 9 5 号 紀美野町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第 4、議案第 9 5 号、紀美野町過疎地域持続的発展計画の策定について議題とします。
これから質疑を行います。
1 1 番、美濃良和君。

(1 1 番 美濃良和君 登壇)

○1 1 番 (美濃良和君) 最初に紀美野町過疎地域持続的発展計画という令和 3 年から令和 7 年度にかけての計画でございますけれども、この計画自体は今後例えば過疎債等を借り受ける上でこういう大枠、こういうふうなことを計画するというふうなことで定めて、そしてその後に具体的なことについてはそれぞれその地域ごとに議会にかけただくと、そういうことでここで全て決めてまうということでしたら大変なことで

すから、そういうふうな位置づけのものであるということについて、まずお聞きしたいと思います。

中身でございますけれども、例えば6ページの産業の推移と動向っていうものがございまして、イのところで、当町の中東部は農業を中心に発展してきたが、地形上の問題もあり農業の基盤整備の遅れと十分な耕地確保が困難なため、零細規模で十分な収入を得ることができないとこういうふうなことが書かれておりますけれども、この地形上の問題等について、あとこれをどのように具体的に今後進められていくのか、そういうふうな位置づけのことを考えた上での文言になっているのか、それについてお聞きしたいと思います。

また19、20ページです。ここのところで産業関係が続いて書かれているわけでございますけれども、イの林業のところでは真ん中辺のプランの中で、当町が有する豊富な森林には木材生産をはじめとする水源涵養、山地災害防止、土壌保全、快適環境形成、生物の多様性保全等の公益的機能を有しており等々、また水の問題等が書かれております。

こういうふうなことで非常にすばらしいことが書かれているわけでございますけれども、具体的なところでは今後どういうふうなことを考えてこういうふうに枠取りをしていくのか、その辺はどうなっているのでしょうか。具体的といえば、その1個上の行では林業従事者の減少や製材工場数の減少等がつながっているというふうに書いておりますけれども、この辺のところはどういうふうに考えてこのような文言になっているのかお聞きしたいと思います。

それから、その下のウの商工業でございまして、ここで事業所のところで製造事業所は89か所とあって、そこで働く人が9.1人とこういうふうなことが書かれています。その下から3行目辺りから伝統産業の棕櫚加工業における技術継承者の問題については、棕櫚の町として栄えてきた当町として深刻に捉える必要があるということでもありますけれども、昔はそうでしたけれども最近では和雑貨等がやっぱり主であったかというふうに思うんです。それで、またこれからの計画で棕櫚の町ということが書かれてきておりますけれども、これについては今後どのようなことも想定した上でこういうふうな文言になっているのかお聞きしたいと思います。

また建設業の問題が次のページになります。観光ですか、20ページに観光と建設が一緒になっているみたいですが、20ページの一番上に観光客を集客し、地場産品の販売を促進できるような場所が町内には一部地域を除いてほとんど整備されていない

い状況である等々が書かれているわけでございますけれども、これはどういうふうなことを想定して、具体的にはどういうふうなことをしていくための文言であるのかお聞きしたいと思います。

そしてその下、観光の少し上でございますけれども、建設業について書かれています。これは町内77事業所で330人が働いているということが書かれておりまして、少子高齢化に伴う人材不足も懸念されていることから、町内の建設産業を持続させていく上で深刻な状況にあるというふうな問題提起が書かれておりますけれども、今後については問題提起だけで終わりなのか、その辺のところについてお聞きしたいと思います。

それから、いろんなところで農業について次のページにも書かれております。22ページにその続きがございます、上から3行目に、食品の安全性に対する国民意識の高まりに合わせた有機農産物の供給と産地直販システム化などを進めるとともに、当町の「健康・生きがいがづくり」テーマとして活動している農産加工グループとタイアップしていくと。それは非常に結構なんでございますけれども、そういう面では非常に大事なんですけれども我が町の農業としてはどうなってくるのか、その前のページ等からもあるんですけど、基本的には環境を大事に考えていくということであるかというふうに思うんですけれども、その辺のところでは今具体的にどんなことが想定できるのか、そういうことでどういうふうにおさえられているのか、そのところについてもお聞かせいただければ非常にありがたいというふうに思います。

それから次に、24ページで計画というのがございます。その計画の中の2の産業の振興で、事業名として（4）地場産業の振興で流通販売施設、道の駅の整備ということで具体的に事業として上がっています。地場産業の振興、流通販売施設です。道の駅については、前寺本町長さんはまだ具体的にはどういうものということについては委員会に委ねるということでございましたけれども、道の駅の位置づけとして流通販売施設ということが前提にあるのかどうか、その辺について計画に関してお聞かせいただきたいと思います。

48ページの12に再生可能エネルギーの利用の推進ということであります。今、一般的に国民レベルのアンケートを取っても、住宅の屋根とか商業施設の屋根に太陽光発電をつけてはどうかという、そういう要望が非常に大きいように思います。こういうことからこうなってきたのかというふうに思いますが、ただ、このところで具体的に対策として下から2行目辺りにありますけれども、クリーンエネルギーの普及促進を図

るためとして、住宅用の省エネシステムを導入する住民に対して住宅用省エネシステム普及推進事業補助金を交付すると。これが結局次のページの（３）の計画、この中にありますところの１１の再生エネルギーの利用の推進ということで、住宅の省エネシステム普及推進事業ということでこの蓄電池がのっております。

以前、大きな金額でございましたが、太陽光パネルのモジュールをつけるのに補助金があったのが、現在はなくなっています。ここのところ蓄電池っていうのはまだまだ十分にいいものが開発できていないというふうに聞くんですけども、そのところの蓄電池は当然必要なんです、そのまだ十分な物がないということとともに、要するに発電施設として家庭の屋根等を使えるものならば、それについてはもう補助金をなくしていくということで計画はなっているというふうにこれから見れば読み取れるんですけども、それでいいのかどうか、そのところはいかななものでしょうか。

それから、１３のその他地域の持続的発展に関し必要な事項として、（１）現況と問題点がございます。その中でこの将来像を「空・山・川のふれあいのある美しいふるさと」と「住民活力でつくるまちづくり」ということで、その力を結集して民間活力を増進したまちづくりへの効果的な活用を進める、新たに当町のシンボリックな施設の建設や相互扶助機能など地域が伝統的に持つ優れた面を活かしながら、個性的で魅力ある地域づくりと地域の持続的発展を実現させる必要があるということなんでございますけれども、これはどういうことを想定したものであるのかお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

（１１番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

（企画管財課長 中前貴康君 登壇）

○企画管財課長（中前貴康君） それでは、私のほうから美濃議員のご質疑に答えさせていただきますと思います。

まず１点目、過疎債を借りる大まかな位置づけの計画であるのかということと、具体的な事業が出てきた場合の対応等についてのまず回答をさせていただきますと思います。

この計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき町が作成した計画でありまして、当計画に基づいて行う事業については、議員がおっしゃるとおり過疎対策事業債の発行、また国庫補助率のかさ上げ等の特別支援を受けることができることとなっております。

続きまして、具体的にさらに新たな事業等が出てきた場合については、その都度変更等の対応をさせていただきたいと思っております。

続きまして道の駅の整備の計画につきましては、前回からも同じなんですけども、現在道の駅検討委員会においてまだ開催は1回もできていないんですけども、委員会において委員の皆様から多方面の御意見をいただき、道の駅基本構想を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

続きまして、当町のシンボリックな施設ということなんですけども、これにつきましては前回の過疎計画のときにも同じ文言を入れさせていただいておりましたけども、現在は道の駅を想定しております。

以上となります。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長 (吉見将人君) それでは、美濃議員からの過疎計に関する御質疑にお答えさせていただきます。

まず6ページでございますが、6ページの農地の地形の問題という点でございますが、確かに紀美野町は中山間地でございます。近年高齢者が増えている中で荒廃農地が進み、それに対して現在国のほうではスマート農業化であったり大規模化、集約化という形で進んでございます。そういった中で、紀美野町では中山間地の農地に関しては、なかなか車が横まで行かないとかそういったことで、実際には耕作農地が減っていったような状態でございます。

それで、紀美野町のほうのデータでいきますと、実は他のデータではございますが、紀美野町の農地の面積というのは全国平均の面積と比べて非常に低いといわれてございます。14.3に対して紀美野町は9アール程度という平均でございます。なかなか収入にもつながっていないということで、農地、農業に関してはなかなか手がないという現状が紀美野町でございます。

それで、地形的な問題でそれを解消するという部分に関しましては、なかなか山間地まで手を伸ばすというのは農家の方にとっても非常に負担があるということで、拡大ということは非常に難しいということが今の現状でございます。

続きまして、19ページの林業についてでございます。林業に関しましては、実際に

当時日本というのは日清、日露戦争の木材の急激な需要というのがございまして、明治30年に森林法が制定され国の施策で造林が進められてきました。ただ、その中で昭和20年から30年に森林が大きく荒廃して、全国で災害が発生したということがございます。そういった中で、国のほうは成長の早い針葉樹の植樹・植林を進めようということで、昭和40年まで40万ヘクタールという規模の造林が進められ、その反面、昭和35年から段階的に外国の輸入材を日本は導入するといったことがあり、国内産の木材というのが売れなくなった、それが今の森林荒廃につながっているといわれてございます。

これは全国同じような状況でございまして、今では間伐をしないと木々一個一個の根の張りが弱くなったり細くなったりということで、それが災害につながっているということでございます。これに関しまして、国のほうでは森林譲与税を活用した森林管理計画の制度というのが今現在進められてございまして、紀美野町でも令和元年よりこの事業が進んでございます。これが、今過疎計には載せてございますが、森林譲与税以外にも何かさわるものがあればということで、過疎計には計上させていただいてございます。

それで林業の従事者の減少なんですけど、これはちょっと非常に難しい問題でございまして、紀美野町にはそういった林業の制度というのは保険に係る部分の制度はございますが、林業者を増やしていくっていう制度は今現在検討中という形となっております。

実際に林業従事者を増やす制度としましては和歌山県にございまして、和歌山ではきのくにフォレスターということで事業を進めてございますが、令和2年度には和歌山県で運営しています大学、森林大学、農林大学のほう、和歌山県農林大学校という学校がございまして、そこも研修が1年ございます。それも卒業生が令和2年度でたったの9人という状態でございます。

そのほかには、和歌山県では和歌山県森林労働力確保支援センターの就職相談であったり、森林組合や民間の林業事業者に直接就職していただけるようなあつせんのほか、奨学金制度や補助制度もございますが、なかなか林業に従事していただける部分というのが少ないという現状でございます。これに関しましては、紀美野町では今後ハーベスターであったりそういった専用機器のリースであったり、そういう事業を開始される団体・個人に対しての支援というの、ちょっと研究・検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして商業の棕櫚の部分でございますが、棕櫚につきましては紀美野町では現在2か所、2事業者でしか営業していない状態になってございます。これは、やはり石油精製品の拡大によって、棕櫚から代わってそういった品物に変わってきたという世の中がございます。そうしてそれに加えて、棕櫚に関しましては現在中国産がほとんど、もう日本ではほぼ造られていない状態になってございまして、隣の市では紀州・棕櫚山再生プロジェクトを立ち上げて国産化に取り組んだようでございますが、実際採算ベースには合わないという状態ではございました。

当紀美野町におきましても、事業をやる方が棕櫚を自分で植えて生産して製品に作りたいという検討をしたようでございますが、実際棕櫚の皮むきであったりそれからやっぱり採算ベースに合わないということで、実は断念してございます。

それとその棕櫚なんです、実際に中国からの輸入の製品自体が部材自体が非常に悪く悪化してきているような状態ではございまして、しかもそれにかけてまだ単価が非常に値が上がってきているという状態ではございます。これはちょっとデータが古いんですが、原材料は40キロ当たり3万円という状態ではございました。それで現状で棕櫚を生産する農家がなく、中国からの輸入取引単価が高くなっている状態から棕櫚の材料も少ないという現状を鑑みますと、以前のような活気を取り戻すことは非常に困難な状態であると考えてございます。

町内の棕櫚製造業者につきましてはその2店舗に関してですが、最近では伝統工芸品の要素が非常に強くなってきており、今後の事業の継続に関して支援というのでも検討してまいりたいと思います。ある意味、継続して事業を続けていただくには担い手の育成であったり、そういったことにも今後研究してまいりたいと考えてございます。

それから、20ページの観光客の集客の地場製品の販売場所が実際少なくございます。紀美野町では主に販売の多いのはふれあい公園、それから生石山といった施設でございます。またそのほかでは、地場製品につきましては各店舗が毛原のみその工場であったり、そういったところで実際地域で作られた製品というのは販売されておるような状態ではございまして、そういった販売の場所というのは、今後とも増やしていくべきことかなと考えてございます。

それから、建設業の方のなり手がいないという部分ではございまして、これは労働とか就労に関してうち産業課においても一度検討したことがございます。実際に建設業者さんがなくなると、実際災害に対して非常に弱いまちになってしまうということがござ

います。その辺につきまして、今後持続していったって各地にそういう建設業者さんがあるってことは非常に必要なことでございますので、その辺については今現在は検討段階でございますが、何かしらの今後施策っていうのも反映していかなければならないのではないかと考えてございます。

それから22ページの我がまちの農業の部分で環境を大切にしていかなあかんという部分の御質疑でございます。農業に関しましては、国というか世界のSDGsであったり持続可能になっていう部分でございますが、農林水産省のほうでもみどり戦略という戦略がたてられまして、その中で有機農業というのを今の現状より引き上げたいという国のほうの計画がございます。そういった中でいろんな部分、有機農業をするということはいろんな品種を改良したり病気に強い品種を作ったり、農薬を減量したり有機肥料から自然の肥料に変えたりということで国のほうは進んでございまして、環境といいますとそういった耕作に係る部分の環境については、今現在国のほうで進んでおりまして、紀美野町におきましてもその辺有機農業に関する部分については考えていかなあかんかと考えてございます。

そういった制度につきましては、紀美野町では農業に対しては経営支援事業ということで非常に他市町村にはないような制度で運用していきまして、そういった部分の農薬とか有機農業に係る部分の改良についても今後検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三君 登壇)

○住民課長 (東浦功三君) 私のほうからは48ページ12番、再生可能エネルギーの利用の推進というところの美濃議員の御質疑に対してお答えしたいと思います。

太陽光発電に関することなんですが、住宅用の太陽光発電設備設置補助金ということで太陽光パネルを住宅に設置し、余剰電力を一部売電するというそういうシステムを構築された方に対して、かつて太陽光パネルの普及というクリーンエネルギーの推進ということで、平成24年から令和2年3月31日までの間で、その太陽光パネルの設置に対する補助事業を行ってまいりました。

ですが、最近の太陽光パネルの普及、それからパネル自体の低廉化によりましてもうかなり普及をしているという判断で、令和2年3月31日にその事業を廃止させていた

だいたところでございます。合計8年間、8年間で77件、交付額の合計が776万9,000円の補助金を交付させていただいております。ですが、2050年までに脱炭素社会を構築するという国の方針もでございます。

さらに、最近の豪雨による災害であるとかそれに対する停電の対策も鑑みまして、令和2年の10月1日から4キロワット以上の蓄電池を設置された御家庭、家庭用・住宅用の蓄電池設置に対して一律8万円の補助金を実施しておりますところでございます。

これに関しては、停電になっても蓄えておる電力を御家庭で使うことができますし、さらに太陽光パネルがついておられる御家庭でございましたら、昼間に発電した電力を蓄電池に貯蓄しそれから夜間それを使えるというメリットがございます。ある意味脱炭素社会に大きく貢献していただけるという観点から、令和2年の10月からその事業を始めております。令和2年の実績では、10月からですので半年間なんですけど4件、32万円の交付をしております。また、現時点令和3年度では9月末現在で4件、同じく32万円の交付をさせていただいております。

そういった観点の下、今後はこの蓄電池の設置について推進をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長（米田和弘君） 美濃良和議員の御質疑にお答えいたしたいと思います。

20ページのウの商工業の一番最後の辺り、建設業についてちょっと再度御答弁させていただきたいと思います。

建設業につきましては、各地域におきまして雇用創出、雇用の促進や地方経済において大きな役割を担っておりまして、また災害復旧におきましてもしっかりと地域貢献が進められてきたような状態でございます。しかしながら、時代の急激な変化、取り巻く状況の変化によりまして、そちらに書かれておりますように人材不足であったり事業の減少等々、高齢化等々いろんな問題がございます。

建設事業者につきましては、安定した受注を進める上で企業力の向上、技術力の強化などによって競争力を高めることが幅広い地域から受注を可能として、生産性の向上や業務効率化の流れに対応していく必要があるかと思っております。町としても、事業者の技術力向上に向けて情報提供であったり研修会等々を支援してより一層技術向上していただ

きまして、公共事業だけでなく多種多様な住民の要望や幅広い地域から受注できる強い企業を育成・支援していきたいと考えております。

以上でございます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 過疎計については、先ほど企画管財課長が申されたように、過疎債の目的ということでこういう大枠をやっていくんだということでございますので、理解いたしました。

6ページの具体的な産業の推移と動向、イにあるその地形上の問題もあり農業の基盤整備の遅れというふうなことで、この町の状況についてを町は把握しているということでございますけれども、これについての対策ということがまだ具体的ではないです。ですから、私はこの中には圃場整備等が入ってくるのかなというふうに思ったんですけれども、その辺についてはどうなのでしょう。

うちの町は先ほど課長も言われたように、非常に全国的なことから考えても、耕地面積が1件当たりが少ないというふうなところであります。他の議員さん方も視察に行かれているか分かりませんが、長野県の栄村という村がございまして、ここは大変な雪が降るところなんですけれども、ここでは村が雇ったオペレーター、ブルドーザーのオペレーターが冬は雪かきのために働いて、夏は田づくりという圃場整備、県の事業を使うとどうしても金額が張って個人の負担が多くなるということでなかなかやるのが困難な方が多くなってくるので、そういう設計図を書かずに個人とオペレーターとの話し合いで作っていくというふうなことが取られていました。

こういうふうな工夫でもって圃場整備、基盤整備を進めていくためのこういう対策が、やはり今うちの町として必要であるということがここで計画としても入れていくべきではないのか、その辺のところをもう一度お聞きしたいと思います。

それから、19ページにあるところの林業の問題で課長さんも言われたように、林業の仕事をしてくれる業者の方、または労働者が少ないということについて、これについても何らかの対策を取っていかないとなかなか難しいんじゃないかというふうに思うわけです。例えば労働災害、労災で農業でもそういう制度があるようなんですけれども、林業家の方に対してもそういう事故が起こったときの対策等について、単に生命保険のそういう保険だけであるのか、町としてもそれを進めていくというふうなことも必要で

はないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

下にある商工業のところで、今説明いただきましたけれども化繊ロープ・ビニール合羽等の和雑貨も今まではそうであったというふうに思うんですけれども、なかなか大変な状況になってきている中で、これを読みましてうちの町も棕櫚をもう一度前面に出してくるんかなっていうふうに思ったんですけれども、そういうところ今の説明をお聞きしたら難しいと、そういうふうな答弁であったかというふうに思います。

皮むきをする人がないとかそういうふうなことでありましたけれども、この方向性として出てくるならば、それなりに町としてももう少し手を打たれていってはどうかというふうに、今のでしたらちょっとこの計画にはあるけれども具体的などころでは難しいということなんですか。その辺についてもう一度計画がきている以上は、そういう方向についてもう少し前向きなところがなければちょっと過疎計画という点でも弱いものになるというふうに考えますがどうでしょうか。

それから、建設関係については検討中ということでありますけれども、それは前向きにどんどんやっていただきたいと思います。

先ほどからの道の駅に対する大体見てみましたら、要するにハード的なものでは道の駅というものが大きくウェートを置いているということのようなんですけれども、あまりここでやってしまうと検討委員会の皆さん方に申し訳ないのであまり言いませんけれども、そういう町の計画でこれからの一番主になってくるところが道の駅であるならば、そのところを進めていくための販売ということをおっしゃられるならば、売るものを作るようなそういう計画、要するに売るものを作る、生産するというふうなことにについては全体に弱いというふうに思うんですけれども、その辺はどのように考えておられるのかを聞きたいと思います。

あと22ページの食品の安全、国民の意識の高まりから有機農産物への方向があるということでございますけれども、例えば、以前から議会でもグリホサートの問題とかネオニコチノイド、この農薬に対する意見も出ていたかというふうに思いますが、そういうふうな面で一番ひどい面に農薬で害を受けるのは農家なんですよね。確かに食べる物ですから食べる人のあれに入ってきますけれども、一番吸収率が高いのは空気、吸って肺からのが一番高いんですよ。そういう面で日がたつてだんだんと農薬が減っていくじゃなくて、そのときにまいてそれを吸う農家というのが一番農薬汚染を受ける方たちであって、その点からこの有機農産物というところに考えておられるのならば、健康

対策としてその辺のところはここに書いていますけれども、どういうふうに考えておられるのかそれも聞きたいと思います。

それから48ページのエネルギーについては、もう既に今問題になってきている農地にパネルを張っていくということに対して、地元の方々とトラブルが起こったりするケースがあるわけですが、住宅地とか商業施設の屋根ということについては認めてもいいんじゃないかという声が結構住民の方々の中にもあるんですけれども、それがもう一度考え直す、一旦廃止してしまいましたけれども、この事業については復活されるということについてはどうでしょうか。

それともう一つは、場所にもよりますけれども避難所、主に集会所等になっているわけですが、避難していてそこで電気がないから何もできないということになっても問題があって、今そういう集会所あるいは公共施設のそれぞれの屋根に対する太陽光パネル等の設置等が考えてもいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、その計画からその辺についてを含むことについてはどうであるのかお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 美濃議員の再質疑にお答えをいたしたいと思います。

最初に議員に御質疑いただいたように、この計画というのは過疎債ということで当町にとっては大変大事な起債でありまして、過疎債のソフト部分そしてまたハード事業、そういったものを活用していろんな整備をしていく、そのためにはこの計画は欠かすことはできないということでそういった位置づけということで計画を策定させていただきたい、そしてまた計画年度は令和3年度から令和7年ということで5年間の計画ということにしておりますので、今の段階で具体的に計画ができる部分、そしてまた今後進めていかなければならないということで、具体化した計画とそうでない部分というのはあるということを御理解いただきたいなということをやまずお願いしたいと思います。

それと、議員がいろいろ心配しておっしゃってくれている中で、特に後の関係であれば当町の現況をまずしっかりと分析して把握すると。当町の置かれている状況はどうかということで、前段のほうでいろいろ当町の状況というのを記載させていただいております。

そして、対策についても書かせていただいております、先ほどそれぞれ担当課長から説明もさせていただいておりますけれども、その中でも具体化した計画と今後のこういう形

で進めていきたいというそういった二つに大きく分かれているということで、そこもひとつ御理解をいただきたいなと思っております。

詳しく質疑いただいた道の駅の件につきましても、この計画の中では基本構想、基本計画の策定ということも計画の中へ登載させていただいているというのは、これはソフト事業であるんですが、基本計画を策定してその上で次の段階に進めていくというような手順もここに今記載させていただいております、具体的には検討委員会ということで今後進んでいくというふうに考えている。ですから、今の段階でどんなものがとかつてというのは、それは皆さん、住民の方々とかいろんな方々に入っていただく検討委員会でございますので、それはこの町のここへ書かせていただいているような、まちのシンボルとなるようなものを皆さんでいろいろ意見を出し合いながら検討して進めていくというような形での記載にさせていただいているっていうのは、道の駅の関係の事業であります。

それと、再生エネルギーの件についても具体的な提案もいただいておりますが、令和2年で一応設置に対する制度は終わります。そして、蓄電池を設置する方に対して補助制度を進めてきたということで、この点につきましても、その時点その時点で議会の皆様にもいろいろ相談もしお諮りもしながら進めてきているものですので、まずここは御理解いただきたいなと思っております。

いろんなこれからの対策とか具体的なことにつきましては我々がしっかり検討していつて、事業化する前には計画のほうをそれこそローリングも必要でありますので、計画を見直ししながら皆さんにも相談しながら具体的な事業という形になっていこうと思っておりますので、その辺りは御理解いただきたいなと思っております。

私からは以上ということで、よろしくお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） それでは、美濃議員さんの再質疑にお答えさせていただきます。

先ほど町長が申しましたとおり、この計画にのせているのは過疎債は借りるための制度の部分、それを適応するための内容でございます。

まず、その6ページのところでございます農地の圃場整備等についてなんですが、実は紀美野町では先ほど申し上げました紀美野町経営支援事業という支援事業の中に、農地の改良それから果樹・野菜・花木・園地の施設化であったり、遊休農地の解消という

部分がございす。その経営支援事業といひますのが、今現在でも過疎計画、過疎債の
充当の対象としてございすので、この部分については現在そのまま掲載させていただ
くという形となつてございす。今後また拡大が必要、それから今後対策が必要なこと
にありましたら、今後また拡大するなり研究してまいりたいと考えてございす。

続きまして19ページの林業に対する部分でございすが、今現在、林業担い手社会
保障制度充当対策事業補助金ということで紀美野町におきまして予算化させていただ
いてございまして、昨年度令和2年度ですと、84万742円という部分を林業労働者
の社会保障の充実を支援するために補助金ということで交付させていただいてござい
す。

林業関係者については、今後やはりどうにかして人を増やしていくというのが非常
に大事ですし、今後事業ももっともっと大きくなつてくることとございすので、今後
そういったことについても研究してまいりたいと考えてございす。

続きまして棕櫚でございすが、棕櫚に関しましては、実際に昨年度から後継者育成
のために実際動いてございす。うちの産業課のほうから今棕櫚製品を作られてい
るお宅にお邪魔させていただいて、担い手育成という事業をやりたいんだけど協力い
ただけないかとかいうことで打診をしている段階です。なかなかコロナの関係で今現在
いい返事をいただいていない状態ではございすが、その棕櫚の伝統工芸という部分
をまず延伸、これから紀美野町に残していくということがまず第一であると考えて
ございす。

続きまして農薬の部分で、有機農業に関しては実は国のほうから出てきたのを今回
みどり戦略っていう部分で出てきたこともありまして、今後どんな必要があるのか
っていうのを研究してまいりたいと。今後かかつていく部分でございす。

以上でございす。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、私のほうから美濃議員の再質疑にお答えを
いたします。

48ページの再生可能エネルギーの関係で、災害の場合とかの避難所、集会所とか
が主なんです、そこへ太陽光パネルの設置ということの御提案がございしました。現
在は太陽光パネルを設置しているところはございせん。発電機等は準備はしておるん
ですが、そういうことは考えてはございせんが、今後その必要性もありますのでちょ

今後検討はしていきたいと思いますが、かなり施設数が多いのでその辺はちょっと再検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ちょっと休憩します。

休 憩

（午前１０時３４分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午前１０時３５分）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第９５号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第９５号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第９５号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前１０時３６分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 50 分)

◎日程第 5 議案第 96 号 紀美野町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 5、議案第 96 号、紀美野町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

11 番、美濃良和君。

(11 番 美濃良和君 登壇)

○11 番（美濃良和君） これは 95 号、96 号この別々に審議していくんですね。ちょっともたもたしてましたので 95 号、96 のほうですか。ここで過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適応に伴う固定資産税の特例に関する条例ということでございますけれども、要するにこれによってどういうふうなところが具体的に変わってくるのか、特に町民にとってこれによって不利になるようなことについてはどうであるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

(11 番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、坂君。

(税務課長 坂 昌美君 登壇)

○税務課長（坂 昌美君） それでは、私からは議員の御質疑にお答えいたします。住民のほうにどのような不利が被るのかというふうなことでございますけれども、この条例につきましては旧法の過疎債。

○議長（伊都堅仁君） ちょっとマイクを近づけてください。

○税務課長（坂 昌美君） はい。

○議長（伊都堅仁君） マイクへ近づいて。

○税務課長（坂 昌美君） すみません。

旧の過疎法のほうでも課税免除の条例がございまして、それが令和 3 年 3 月 31 日で失効しまして、それに引き続き事業者に対して非課税免除を行うというふうな形で条例制定を改めてさせてもらうということでございます。

メリットといいますと、対象事業者が特定されているんですけれども製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業というふうな事業を行っている事業所さんに

おかれましては、基本５００万円以上の設備投資をされた事業所さんに対して、課税された固定資産税のほうを免除させていただくというふうな条例になってございます。

旧法で言いますと２，７００万円以上というふうな設定でございましたけども、今回の条例でいきますと５００万円以上の設備投資で適用というふうな形になりますので、金額についても引き下げさせてもらっているんで、適用できる事業所さんっていうのは増えるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

（税務課長 坂 昌美君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） １１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） 要するに今までの２７００万円、今答弁いただいたそれが、５００万円以上の設備投資された方が固定資産税の免除になるということで、この条例によって不利になる町民の方はおられないと。対象になるところがどんだけあるかは分かりませんが、一応具体的に何件ぐらいの方々がその対象になるのかもよろしくお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、坂君。

○税務課長（坂 昌美君） 再質疑にお答えさせていただきます。

町内の事業者の数でございますけれども、法人事業者で申し上げますと製造業で２７社、農林水産物販売業で４社、旅館業で３社、情報サービス業で２社で合計３６社法人ではいらっしゃいます。

個人事業者でございますけれども、町内に資産があり償却資産を申告している個人事業者っていうのは、大体１００件ぐらいになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○１１番（美濃良和君） 不利になるところはないと。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前１０時５６分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午前１０時５７分）

- 議長（伊都堅仁君） 税務課長、坂君。
- 税務課長（坂 昌美君） 不利になる事業所さんっていうのはないと考えてございます。
- 11番（美濃良和君） ないってことです。
- 税務課長（坂 昌美君） はい。
- 議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。
- これから議案第96号に対し討論を行います。
- 反対討論を行います。
- （「なし」の声あり）
- 議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。
- これから議案第96号を採決します。
- 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。
- したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。
- ◎日程第6 議案第98号 固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について
- 議長（伊都堅仁君） 日程第6、議案第98号、固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について議題とします。
- これから質疑を行います。
- （「なし」の声あり）
- 議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。
- これから議案第98号に対し討論を行います。
- 反対討論を行います。
- （「なし」の声あり）
- 議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。
- （「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 98 号を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 98 号は承認することに決定しました。

◎日程第 7 議案第 99 号 令和 3 年度紀美野町一般会計補正予算（第 3 号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 7、議案第 99 号、令和 3 年度紀美野町一般会計補正予算（第 3 号）について議題とします。

これから質疑を行います。

6 番、田代哲郎君。

（6 番 田代哲郎君 登壇）

○6 番（田代哲郎君） 質疑数が少ないこともあって、予算に関する説明書ではなくて説明資料を使って質疑させていただきますので、そちらのほうでよろしく願います。

説明資料の 1 ページをめくってください。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金となっています。児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金ということで、14 万円の計上です。この補助金が充当される事業についての説明をお願いします。

それからもう一点です。歳出の 7 ページ、歳出の 6 款商工費で 1 項商工費、1 目商工振興費となっています。感染症対策サーマルカメラ導入支援事業補助金、件数で 75 件掛ける補助上限額 20 万円となっております。1,500 万円の計上です。この事業について内容を少し分かりやすく説明をお願いします。

以上です。よろしくお願いします。

（6 番 田代哲郎君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは田代議員の御質疑、補正予算説明資料の 1 ページ、15 款国庫支出金、2 項 2 目の児童虐待・DV 対策等総合支援事業国庫補助金の充当される事業の説明ということで、この事業内容については、過去全国において

児童虐待が発生した際には、児童虐待の方々の情報というのは文書のやりとりであったり電話のやりとりであったりして、その方の情報を共有していました。その方が住んでいる町からほかの市町村へ転出する場合、転入する場合について、その方々の情報を市町村間それから児童相談所の情報を基にその方々を支援してきたわけでございます。

しかしながら、自治体間の引継ぎや児童相談所等の情報共有が不十分であったことも過去にありました。そのことが問題視され、自治体間で情報共有を行う際に全国統一のシステムを導入して、その方々の情報をきちんと把握するということが必要なためにシステム改修にかかる費用22万円、それから、現在町が抱えている要保護・準要保護の方々の情報を入力するための職員の超過勤務手当6万円の2分の1を、国のほうから補助されるというものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長（吉見将人君） それでは、私のほうから説明資料の7ページ、6款1項1目商工振興費、18節負担金、補助金及び交付金の中の感染症対策サーマルカメラ導入支援事業補助金の1,500万円について御説明をさせていただきます。

現在、日本は社会全体がウィズコロナの方向にかじを切ってございます。このことによりまして、各事業者や店舗は感染対策を講じつつ営業を続けるということになりました。それに対する施策の一つと考えてございます。

補助事業の対象者は町内に営業している事業所や店舗を有する中小事業者で、町内に事業所で感染を防止したりクラスターの発生を防止することを目的に、サーマルカメラを設置する事業者に対して上限20万円、それから補助率5分の4の範囲内で補助金を交付する提案でございます。このサーマルカメラを設置することで従業員が来客者一人一人に検温する必要がなくなり、従業員やお客様が前に立つだけで瞬時に検温できる機械でございまして、接触の機会を減らすことにつながるものでございます。また、店舗に設置されていることによりお客様に安心して店舗を利用していただけるということにもつながりますので、このたび提案をさせていただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） 1 ページの児童虐待・DV 対策等総合支援国庫補助金という歳入の部分で計上されていますが、具体的に歳出での計上はないわけですね。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 歳出の予算も計上させていただいております。

予算説明資料の 5 ページ、3 款民生費、2 項 1 目の 3 節、職員手当の超過勤務手当 6 万円と 1 2 節委託料の電算システム改修委託料でございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、もういいんですか。

○6 番（田代哲郎君） はい。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

5 番、七良浴 光君。

（5 番 七良浴 光君 登壇）

○5 番（七良浴 光君） 予算に関する説明書の 5 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の例規整備支援業務委託料 2 2 0 万円計上されております。この支援業務の内容と委託先が決まっていればそれをお尋ねします。

それから、同じく 5 ページの 5 目企画費のふるさと納税支援業務委託料の委託先についてお尋ねします。

それから 8 ページ、7 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路橋りょう新設改良費の 1 6 節、公有財産購入費 3 0 1 万円計上されております。説明資料を見せていただいても土地購入という同じ説明しかなく、どれだけの平米数を購入されるのかお伺いしたいと思います。

同じく 2 1 節、補償、補填及び賠償金 5 0 2 万円の補償の内容についてお尋ねしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

（5 番 七良浴 光君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、私のほうから七良浴議員の御質疑にお答えいたします。

まず1点目でございます。予算に関する説明書の5ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、例規整備支援業務委託料220万円でございます。これにつきましては、国家公務員の定年延長に伴いまして地方公務員の定年延長についての例規整備や制度構築などの支援業務を委託するために、例規整備支援業務委託料として220万円を計上しているものでございます。委託先につきましては、まだ現在は決定はしてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 企画管財課長、中前君。

(企画管財課長 中前貴康君 登壇)

○企画管財課長(中前貴康君) 私のほうからは、ふるさと納税の委託先について回答させていただきたいと思います。

今回の補正につきましては、ふるさと納税の寄附件数の増加によりまして、ふるさと納税の支援業務の委託を増額補正したいと計上してございます。それにつきまして委託先につきましては、現在ふるさと納税支援業務委託をお願いしている申込みサイト別でいいますと、ふるさとチョイス、ふるぽ、さとふる、それから楽天ということで、それらは会社につきましてはふるさとチョイス、ふるぽが株式会社JTB、さとふるにつきましては株式会社さとふる、楽天の申込みサイトにつきましては株式会社新朝プレスという3社となっております。

よろしく願いいたします。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長(米田和弘君) それでは、私のほうからは七良浴議員の8ページ、7款土木費、2項2目の16節及び21節のまず16節、公有財産購入費でございます。

こちらにつきましては面積ということで御質疑があったかと思っております。合計12筆の6,747平米の面積を買収予定としてございます。

続きまして21節、補償、補填及び賠償金のほうでございます。補償内容ということで御質疑がございました。この補償につきましては、スギ、ヒノキなどの立ち木及びミ

カン、梅等々の果樹の補償、それから倉庫関係が2件ございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 5番、七良浴 光君。

○5番(七良浴 光君) 総務費の一般管理費でただいま総務課長から答弁いただいたんですが、どうもこの例規整備支援業務っていうその言葉と今の説明とはちょっと納得できないんで、そこらをもう一回お尋ねします。

企画管財課長のように、納税の支援業務はチョイスとか楽天とかというこういうところで支援の業務を委託するんだっていうのは分かるんだけど、総務課長の話はちょっと説明にはなっていないような気がするんで、再度そこだけお尋ねします。

○議長(伊都堅仁君) 総務課長、坂君。

○総務課長(坂 詳吾君) 七良浴議員の再質疑にお答えいたします。

例規整備支援業務委託料ということでございます。ちょっと説明が不足しておって申し訳ございません。

この改正は、地方公務員の定年延長に関する地方公務員法の一部を改正する法律が6月11日に公布されまして、令和5年の4月1日より施行されることとなっております。これで65歳まで段階的に定年を引き上げるっていうことで、それに対する例規であるとか条例とか規則の整備をしていかなければならないということで、それをノウハウのある専門業者に委託してそういうことを進めていきたいというものでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) それでは予算に関する説明書の3ページ、ここで歳入11款の地方交付税でございますけれども、2億3,724万5,000円の増額になっていますよね。これを、その増えた理由についてどうであるのかお聞きしたいと思います。

それに伴うところかというふうに思いますが、その下の19款の繰入金、ここで財政調整基金の繰入金が3億8,918万4,000円が減額の補正になっていますよね。これについての理由もお聞かせいただきたいと思います。

また、その次のページの４ページの２２款の町債で、８目の臨時財政対策債も３，９８７万１，０００円の減額と、これについての減った理由をお聞かせいただきたいと思います。

あと歳出でございますけれども５ページ、町民会館が、総務管理費の財産管理費４目です。その中で町民会館の解体撤去工事が６，６００万円計上されておりますけれども、これについて、撤去をしてその後どういうふうに町は考えておられるのかお聞きしたいと思います。

その下の５目の企画費、今もあつたんですがふるさと納税です。入ってくるお金もありますけれども、これに伴うところの経費がどうなってくるのか、その中で紀美野町民の作った品物が売れるとそういうふうな状況の中での町に落ちるお金もあるわけでございますけれども、それは大体歳入・歳出、収入・支出ですか、またその町によったら歳出等が出てきますけれども、この差引きはどうなってくるのかお聞かせいただきたいと思います。

次に９ページの教育費の中の教育総務費で、教育諸費です。３目、ここの１８節に外国青年招致事業として３３万４，０００円、それから修学旅行中止に係るキャンセル料等の補助金４２２万３，０００円、これについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから１２款の基金費、財政調整基金ですけれども、今回財政調整基金の積立てということで２億７，０００万円余りが計上されておりますけれども、これについても御説明もお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

（１１番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、私のほうから美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、予算に関する説明書の３ページ、１１款地方交付税、１項１目地方交付税で普通交付税の額の確定により２億３，７２４万５，０００円の増額補正を計上しているものでございます。この増の理由といたしましてなんですが、これは普通交付税の交付額の算定によりまして交付額が確定したものによるものでございます。

それから、予算に関する説明書の３ページの繰入金、１９款繰入金、１項１目財政調

整基金繰入金で、これにつきましては普通交付税及び繰越金の額の増額確定によりまして、基金の繰入れを減額するというものでございます。

それから予算に関する説明書の4ページ、22款町債、1項8目臨時財政対策債でございます。これにつきましては、臨時財政対策債の額の確定によりまして3,987万1,000円の減額となったものでございます。減の理由といたしまして、当初地方財政計画があるんですがそれよりも税収が多かったということで、協議の結果、可能額がこの額で確定したということで減額となったものでございます。

それから予算に関する説明書の9ページ、歳出のほうなんです、12款諸支出金、1項1目財政調整基金費、財政調整基金積立金2億7,034万1,000円でございます。これにつきましては、前年度の実質繰越金5億4,068万1,426円の2分の1の2億7,034万1,000円を積み立てるというものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

(企画管財課長 中前貴康君 登壇)

○企画管財課長（中前貴康君） それでは、私のほうからは予算に関する説明書の5ページの2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、14工事請負費、町民会館解体撤去工事の跡地の利用についての説明をさせていただきます。

町民会館の解体撤去工事を行った後は、駐車場の整備等に活用したいと考えてございます。今回の工事につきましては、まず本年度町民会館の解体の撤去工事のみを考えてございます。その際に、町民会館の西側に約高さ4メートルの高さの段差があるのとそれから油層等の浄化槽等がございまして、撤去してみないと擁壁等の設計ができないという状況でございますので、本年度については解体撤去のみをさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、ふるさと納税の支援業務委託料の経費の差引きの件についてですけれども、ふるさと応援寄附金につきましては令和2年度に約4,500件の申込みがあり、約7,100万円の寄附をいただきました。また、令和3年度につきましても、昨年と同等ぐらいの現在では寄附をしていただいているということになってございます。

それとその理由はといいますと、先ほども支援業務の委託ということで、さとふる等のそれぞれの申込みサイトの活用とそれから県内における共通返礼品の活用というもの

を行ったところ、増えたというところが要因であると考えてございます。それで、町内の現在のふるさと応援寄附金の返礼品の数が１１５品、それから共通返礼品の数が１７９品というふうになってございます。

ふるさと納税の歳入・歳出の差額につきましては、昨年度ベースで申し上げますと歳入、寄附金額が７，１０４万７，０００円、歳出につきましては事業所さんにお支払いする返礼品代として約１，８１０万円と、その他郵便料であったり支援業務の委託料等を全て合わせまして約３，２００万円の歳出がありまして、差額としましては約３，９００万円の収入という形になっておりますけれども、ふるさと納税の応援寄附金につきましては寄附していただいた金額全てを基金のほうに充てさせていただいております。

以上となります。

（企画管財課長 中前貴康君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

（教育次長 曲里充司 登壇）

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の御質疑、８ページから９ページにかけて教育諸費の１８節負担金、補助及び交付金で青年招致事業３３万４，０００円につきましては、JETへの負担金で３０万円という形になります。

もともと令和２年度で既に入国している予定となっていたんですが、実際コロナウイルスの関係で予定どおりALTが入国できませんでした。本年度、今の状況でやっと新規のALTの入国のめどがたったということで、今回２名分の渡航にかかる負担金ということで３０万円の補正予算を上程させていただくような形にはなります。プラスその２名のALTにつきまして翻訳通訳講座を受講する予定にはなりますので、その負担金で３万３，０００円を予算計上をさせていただいております。

続きまして、修学旅行中止に係るキャンセル料等の補助金４２２万３，０００円につきましては、もう近々町内の小中学校が修学旅行となる予定になっております。ですが、町内の小中学校が新型コロナウイルスの感染症の拡大防止のために急遽中止となった場合に対して、児童生徒の保護者の方が負担いただくキャンセル料等に対して町が補助するというので、４２２万３，０００円を予算計上させていただいているというような状況になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

（教育次長 曲里充司 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 3ページでございますけれども、地方交付税の増えたんだ、確定したんだということでありましてけれども、増額になった理由っていうんですか、どういうふうな部分が増額になることになったのか、今大変厳しいし大体歳出、交付税会計がその歳出というよりも、向こうの会計の歳入部分によって交付額が決まってくるというふうな性格があるというふうに思うんですけれども、そういうふうに考えるならば、いろんな歳入になっていく国の三税からプラスたばこ税や何やっていうのはあると思うんでございますけれども、そういうあまりプラスになるような理由が考えられんわけですが、そういうところから交付税が増えてきたっていうことについて、どういうふうに見たらいいのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

財政調整基金の繰入れが減ったということが、そういうふうなこともあって減らしていったのか、ほかにもそういう財政調整基金の計画を変えていった理由があるのかどうか、それについてお聞かせいただきたいと思います。

5ページの企画費のふるさと納税でございますけれども、3,900万円が差引きプラスになったというふうなことでありましたけれども、これには個人の今言われた返礼品の売上げ等も農家になるんか、どっかそうした返礼品を扱っている方々っていうのはどういう方々があるんか分かりませんが、その辺の人のほうにお金が行く、その部分も入って3,900万円なのか、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

あと、9ページの教育総務費で負担金、補助の修学旅行の中止のキャンセル、これはもう難しいところだと思うんですけれども、できるだけ子供たち修学旅行にも思い出となるように行ければというふうに思いますけれども、そういう部分の手だてというのはもうなるようにしかないと、そういうことになるわけですね、そういうことでもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 私のほうから、美濃良和議員の再質疑にお答えいたします。

まず地方交付税が増の理由なんです、当初の算定につきましては前年度並みの予算を計上はさせていただいておりました。それで、国のほうでは総額が今年度増えているということがございます。それによって増えているというのと、あと個々には地域デジタル社会推進費の創設によって増えている部分、それと社会保障関係、高齢者福祉の関

係で増えているといったことが要因となっています。

それから同じく３ページの財政調整基金の繰入金、この件につきましては先ほども申し上げましたとおり、この要因というのは普通交付税の増額及び繰越金の額の確定によりまして、基金を繰り入れる必要が少なくなったということで減額したものでございますので、要因的にはその部分でございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

○企画管財課長（中前貴康君） それでは、美濃議員の再質疑にお答えしたいと思います。

ふるさと納税の事業所さんに返礼品代が含まれての差額となるのかという御質疑だったかと思うんですけども、事業所さんに返礼品代として町よりお支払いをしまして、その差額が約３，９００万円ということになっておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

修学旅行中止に係るキャンセル料です。例年であれば県外ということで目的地の設定をしている小中学校が多いんですが、今回残念ながら県内を目的として修学旅行を行うということで、目的地も設定の変更もしております。できるだけ開催に向けてできるような形で前向きに取り組んでいるところでございます。ですので、この補助金は決して後ろ向きの補助予算という計上ではなくて、あくまでも最悪の最悪というそういう想定をした事態に対応できるような形での予算計上、支援策ということで御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） １１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） ３ページの地方交付税についても一度聞きたいと思います。

社会保障費等の伸びがあつて交付税が増えたんだと、こういう説明であつたかというふうに思うんですが、そういうふうな歳出の伸びがあつて歳入の交付税が増えたとするならば、その財政調整基金の計画どおり繰入れとかそういうふうなところが減らせるのかなというふうに思うんですけども、そういうところは大丈夫なんですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の再々質疑にお答えをいたします。

財政調整基金につきましては、歳入・歳出の不足分に対して繰り入れるというものでございますので、特段交付税云々の話では直接は関係はないと思いますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 99 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 99 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 100 号 令和 3 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 2 号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 8、議案第 100 号、令和 3 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について議題とします。

これから質疑を行います。

6 番、田代哲郎君。

（6 番 田代哲郎君 登壇）

○6 番（田代哲郎君） 予算に関する説明書の 13 ページ、歳出のほうです。13 ページ歳出の 6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金です。財政調整基金積立金 991 万 8,000 円の計上となっています。これを積み立てた場合の財

政調整基金の総額はどうかをお願いします。

以上です。

(6 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三 登壇)

○住民課長 (東浦功三君) それでは、田代議員の御質疑にお答えいたします。

財政調整基金の積立残高になりますが、991万8,000円を積み立てたの後、残高は1億4,950万8,685円となります。

以上でございます。

(住民課長 東浦功三 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第100号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第101号 令和3年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第9、議案第101号、令和3年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)について議題とします。

これから質疑を行います。

6 番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番(田代哲郎君) 予算に関する説明書の17ページ、歳出の2款医療費、1項医療費、1目医療用機械機器費となっています。予算説明書では、使用料及び賃借料を13節で機器等借上料54万5,000円の計上です。

説明資料を見てみます。説明資料の14ページ、使用料及び賃借料で機器等借上料に括弧して人工呼吸器となっています。この件に関して54万4,500円の歳出ですけど、この件に関しての説明をお願いします。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三 登壇)

○住民課長(東浦功三君) それでは、田代議員の御質疑にお答えいたします。

機器借上料の人工呼吸器の件なのですが、国吉診療所におきまして肺疾患の関係で在宅酸素治療を受けておられた患者様が医師の判断で人工呼吸器の治療が必要になったためでございます。人工呼吸器はレンタルをしておりますので、その分の費用を計上させてもらったとそういう形になっております。

以上でございます。

(住民課長 東浦功三 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 6番、田代哲郎君。

○6番(田代哲郎君) 人工呼吸器をレンタルして診療所で装着するわけですか。

病院ではなくて、病院に入院してもらうとかいうことじゃなしに。その点についてちょっとお願いします。

○議長(伊都堅仁君) 住民課長、東浦君。

○住民課長(東浦功三君) この人工呼吸器は汎用人工呼吸器でございまして、COPD治療にターゲットを置いたもので、在宅で使っていただくための機器であると医師のほうから聞いております。

以上でございます。

○議長(伊都堅仁君) 6番、田代哲郎君。

○6番(田代哲郎君) ということは、一般的な人工呼吸器というのではなくて簡単に装着できるタイプ、つまり気管内挿管とかそういう必要がない自宅で人工呼吸器を使用している人っていうのは結構あるんですけども、そういうタイプの在宅用の人工呼

吸器ということで、それを診療所に置いて必要な場合に在宅で使用するということなんですね。

その点だけ、ちょっとALSとかの患者さんも結構そういうのあるんで、家で人工呼吸器を装着しているという例もありますんで、そういうことで使うということなのかどうか、その辺だけ確認させてください。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） 今回上げさせていただいた汎用人工呼吸器は、COPD治療にターゲットを置いた人工呼吸器だと聞いております。レンタルをして診療所に置いておくというわけではなく、レンタルしたものを治療として在宅で使っていただくと。治療が完了というか治療が終了という判断になりましたら、それは業者のレンタルの契約を打ち切って返すというそんな形になります。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第101号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第101号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第102号 令和3年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第10、議案第102号、令和3年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第102号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第102号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第103号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の補欠選任の同意について

○議長(伊都堅仁君) 日程第11、議案第103号、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の補欠選任の同意について議題とします。

本案については廣瀬隆一君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の規定により、廣瀬隆一君の退場を求めます。

(廣瀬隆一議員 退場)

○議長(伊都堅仁君) それでは、説明を求めます。

町長、小川君。

(町長 小川裕康君 登壇)

○町長(小川裕康君) それでは、追加でお配りいたしました議案書の1ページをお願いいたします。

議案第103号、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の補欠選任の同意についてでございます。次の者を国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に補欠選任したいので、国民健康保険野上厚生病院組合規約第5条第5項の規定により議会の同意を求めるもの

でございます。

氏名は廣瀬隆一、生年月日は昭和34年8月20日、住所は紀美野町奥佐々115番地2。

提案理由でございますが、西口優議員が令和3年10月6日に御逝去され、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に欠員が生じてございます。このことに伴い、同組合第5条第4項の規定に基づき、紀美野町長宛てに通知がございました。それを受けまして、同規約第5条第5項の規定に基づき、補欠選任をするために提案するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(町長 小川裕康君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

(午前11時56分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

(午前11時56分)

○議長（伊都堅仁君） 本案については、質疑及び討論を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑及び討論は省略することに決定しました。

これから議案第103号、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の補欠選任の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第103号は同意することに決定しました。

廣瀬隆一君の入場を許します。

(廣瀬隆一議員 入場)

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 1 1 時 5 7 分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 1 1 時 5 8 分）

◎日程第 1 2 選任第 4 号 常任委員の補欠選任について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 1 2、選任第 4 号、常任委員の補欠選任を行います。

常任委員の補欠選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において総務文教常任委員に北道勝彦君を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました北道勝彦君を総務文教常任委員に選任することに決定しました。

◎日程第 1 3 選任第 5 号 特別委員の補欠選任について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 1 3、選任第 5 号、特別委員の補欠選任を行います。

特別委員の補欠選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において広報編集特別委員に向井中洋二君を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました向井中洋二君を広報編集特別委員に選任することに決定しました。

◎日程第 1 4 選挙第 9 号 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の補欠選挙について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 1 4、選挙第 9 号、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います

が、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に廣瀬隆一君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した廣瀬隆一君を、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました廣瀬隆一君が海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。

◎日程第15 閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について

（総務文教常任委員会）

（産業建設常任委員会）

（議会運営委員会）

（議会活性化特別委員会）

（広報編集特別委員会）

（決算審査特別委員会）

○議長（伊都堅仁君） 日程第15、閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び広報編集特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調

査の申出があり、また決算審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

これで、本日の会議を閉じます。

令和3年第3回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午後 0時02分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年10月13日

議 長 伊 都 堅 仁

議 員 田 代 哲 郎

議 員 北 道 勝 彦